

介護サービス事業所を運営する法人の代表者  
障がい福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 } 様

鳥取県福祉保健部長  
(公印省略)

体調不良等緊急通報制度の創設について (通知)

介護従事者の皆様におかれては、コロナ禍の厳しい状況の中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、入所者又は職員が発熱等の症状を呈した場合には、まずはかかりつけ医等において受診、又はかかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は受診相談センターにご相談いただくようお願いしているところですが、年末年始にかけて、立て続けに高齢者施設、保育園でのクラスター発生事案があり、さらなる感染拡大を防止し、地域医療等を守るためには、より早期に感染者を把握する必要があると考えています。

そこで、本県では、鳥取市にもご協力いただき、下記のとおり、「体調不良等緊急通報制度」を創設しました。地域をあげて感染拡大を防止する取組みを進めるため、是非とも当該制度にご協力いただき、躊躇せず通報いただきますようお願いいたします。

記

1 名称 体調不良等緊急通報制度

2 通報対象

入所系(※)の社会福祉施設等(高齢者施設、障がい者施設等)の利用者のうち、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く、味覚・嗅覚障害のある等、普段と異なる体調不良が見られる場合

(※短期入所、小規模多機能型居宅介護支援、看護小規模多機能型居宅介護支援を含む)

3 通報方法 原則として、次の窓口で電話連絡して下さい。

4 通報窓口

(1) 開設日 令和3年1月19日

(2) 連絡先

社会福祉施設等の所在地に応じて、次の機関へご連絡下さい。

	機関名	連絡先
東部地域	鳥取市保健所	電話 0857-22-5163
中部地域	県中部総合事務所福祉保健局	電話 0858-23-3121
西部地域	県西部総合事務所福祉保健局	電話 0859-31-9305

(3) 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝祭日を除く